

学校施設使用上の注意

1. 学校施設の開放は、10名以上の団体を以って構成し、年間を通して使用する団体で当該団体に監督者として成人が含まれていること。(開放使用時は、必ず監督者、又はそれに準ずる者が含まれること)
2. 開放時間は、学校教育に支障のない範囲で日没まで、又は午後9時までとする。
※午後9時には施錠を完了する。
3. 利用者は、次の事項を守ることとする。
 - (1) 開放施設を利用する者は、許可された時間に使用し、使用後は、清掃をして退出する。
 - (2) 施設が、何らかの事由により使用できない場合は、使用を中止する。
 - (3) 許可を受けた団体は、構成員以外のものが同時に使用するときは、事前に学校の許可を受ける。
 - (4) カギの取り扱いについては、十分に注意し、複製は絶対にしない。
 - (5) 火器類(花火、喫煙、食事など)の使用は絶対にしない。
 - (6) ごみ等は各自で持ち帰る。
 - (7) 同伴の子供達には十分に注意をはらい、必要以外の場所(ステージ・ギャラリー・器具庫・その他)には立ち入らせない。
 - (8) 体育館使用者は、上履き・下履きの区別を明確にする。
 - (9) グラウンドでは、金具のスパイクは使用しない。
 - (10) グラウンドが軟らかい時、雨天の時は使用しない。又、使用中に雨が降ってきた時は、直ちに使用を中止する。
 - (11) グラウンド整備以外での車の乗り入れは絶対にしない。
 - (12) 使用後は、清掃・整備し、管理日誌を記入して終了する。
 - (13) 施設の破損等は使用者が責任を負うものとし、使用学校の管理責任者に直ちに連絡する。
 - (14) 使用者は使用月の翌月10日までに利用報告書を生涯学習課へ提出する。但し3月分は4月5日まで。
(FAX 0293-42-0454)
(メール ky-syougai@city.kitaibaraki.lg.jp)
※利用報告書の提出がない場合、施設の使用許可を取り消すことがあるので、必ず期限までに提出すること。
※利用報告書はスポーツ振興事業の統計として利用する。また、許可を受けた団体の活動状況として確認するため、使わなかった月でも「0」として必ず報告すること。
 - (15) 許可を受けた団体は、申請種目以外で施設を使用することができない。申請種目を変更する際には、事前に学校の許可を受ける。
※無断で申請種目を変更して施設を使用した場合、使用許可の取り消しをする。
4. 次の各号の一に該当する場合は、使用の中止、又は取り消しをすることがある。
 - (1) 使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) その他教育委員会が必要と認めたとき。